

上野事務所ニュース

令和7年5月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

職場における熱中症対策の義務化について

昨年の職場における熱中症により4日以上仕事を休んだ人は1,195人、そのうち30人が亡くなっています。業種別でみると死傷者については、建設業が216件、製造業が227件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生しています。

こうした状況を受け、令和7年6月1日より労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が事業者に義務付けられます。

対象となるのは、「暑さ指数(WBGT)が28度以上または気温が31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業」についてです。熱中症のおそれがある労働者を早期に発見し、状況に応じて迅速かつ適切な対応が取れるように「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を行わなければなりません。具体的には下記のとおりです。

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知
- ②熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- (1) 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- (2) 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

職場で熱中症が疑われる人を見つけた場合には、誰に報告し、どのような手順で処置するのか、業務内容に応じて検討することが必要です。

なお今回義務化された熱中症対策のほかにも、労働安全衛生規則には「事業者は、多量の発汗を伴う事業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない」という規定があります。昨年、労働者が熱中症で死亡した事案について、事業場に塩や飲料水を備えていなかったとして、事業主が送検されたという報道がありました。屋外だけでなく、屋内でも発汗を伴う作業をするような場合には、塩飴や塩タブレット、スポーツドリンクなどを用意しましょう。

熱中症予防対策としては、次の3つに注意します。

①暑さを避ける。

室温を確認し、エアコン等で温度の管理を行いましょう。

②室外での作業では、通気性の良い衣

服の着用や、保冷剤や冷たいタオルで体を冷やし、体の蓄熱を避ける。

- ③休憩時間・水分補給の時間を設定する。責任者が巡回し、声掛けするなど、意識的に水分補給をできるようにしましょう。

めまいや立ちくらみ、頭痛、吐き気は熱中症の症状です。涼しい場所へ避難させ、水や保冷材などでからだを冷やし、水分と塩分の補給を行ってください。体調不良を訴え、休憩させた際に周囲の目が行き届かず、周囲が気付いたときには容態が急激に悪化していた事例や、帰宅後に悪化し、重症化する事例も多くなっています。熱中症が疑われる場合には、1人にせず必ず誰かが付き添い、様子がおかしい場合にはすぐに救急車を呼べるようにしておくことも大切です。

熱中症の自覚症状が出てからすぐに病院へ行っていると、休業見込期間が比較的短いと言われています。熱中症と思われる症状が出た場合には、すぐに病院を受診するようにしましょう。

千葉市中小企業者 エネルギー価格等 高騰支援について

千葉市では、原油価格・物価高騰の影響を受けている中小企業者に対して、事業継続のために支援金（一律 5 万円）を給付します。対象となるのは、次の①から③のすべてに該当する中小企業者です。

- ①令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの任意の 1 か月において、電気・ガス・ガソリン・重油・軽油・灯油の合計金額が 3 万円以上あること。（上記金額が 3 万円未満の場合は、原料・材料・仕入・物品・消耗品・荷造運賃を含んだ合計金額が、令和 6 年

4 月から令和 7 年 3 月までの連続する 3 か月において月平均で 50 万円以上あること。）

- ② 法人：市内に本店を有すること。
個人事業主：市内に住所を有することまたは市内に主たる事業所を有すること。
③今後も市内で事業継続する意思があること。

申請期間は、令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 8 月 29 日までです。申請には、支払い内容がわかる領収書などが必要となります。

住民税の特 別徴収通知 について

住民税の特別徴収を行う事業所宛てに、令和 7 年度の徴収税額通知が送付されています。6 月は、年額を 12 等分した金額と過不足を調整して納付するため、7 月以降とは金額が異なります。給与計算の際にはご注意ください。

健康保険の 被扶養者に 変更はあり ませんか？

健康保険の被扶養者となっている方で、4 月から就職などにより、健康保険の被扶養者としての条件に該当しなくなった方はいませんか。被扶養者異動届の手続きと健康保険証の返却が必要となりますので、上野事務所までご連絡ください。

夏期の服装のときは、ネクタイ、上着を外させていただきます。
天候によっては 5 月から行います。
よろしくお願い致します。